（中小企業等経営強化法の一部改正）

第四条　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備　第一節　新技術を利用した事業活動の支援（第六十一条―第六十六条）　第二節　雑則（第六十七条）」を「第五章　雑則（第六十八条―第七十五条）」に改める。

第六章　雑則（第六十一条―第六十九条）」に、「第七章」を「第六章」に、「第七十六条」を「第七十条」に改める。

第一条中「こと等」を「こと」に改める。

第二条第十六項及び第十七項を削る。

第三条第二項第四号を削る。

第五十一条第二項及び第五十三条第二項中「第七十一条第五項」を「第六十五条第五項」に改める。

第五章の章名及び同章第一節を削る。

第五章第二節の節名を削り、第六十七条を第六十一条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章　雑則

第六章の章名を削り、第六十八条を第六十二条とし、第六十九条から第七十二条までを六条ずつ繰り上げる。

第七十三条第二項中「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」を「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」に改め、同条第四項中「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」を「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「第七十一条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同条を第六十七条とし、第七十四条を第六十八条とする。

第七十五条第二項中「第七十三条第十一項」を「第六十七条第十一項」に改め、同条を第六十九条とする。

第七十六条第一項中「第七十一条」を「第六十五条」に改め、第七章中同条を第七十条とする。

第七章を第六章とする。

（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法の一部改正）

第五条　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十三条」を「―第十三条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

（国立研究開発法人防災科学技術研究所法の一部改正）

第六条　国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十五条の二中「（平成二十年法律第六十三号）」を削る。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正）

第七条　独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十三条」を「―第十三条」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

（国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正）

第八条　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十一条の二中「（平成二十年法律第六十三号）」を削る。

第十三条第一項中「業務」の下に「（同項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）」を加える。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）

第九条　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）」を削る。

第四条中「（人文科学のみに係るものを除く。）」を削る。

第十二条中「二年」を「当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条の二第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）」に改める。

（国立研究開発法人理化学研究所法の一部改正）

第十条　国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）」を削る。

（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第十一条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十八条の二中「（平成二十年法律第六十三号）」を削る。

（独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正）

第十二条　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十条の三　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。